

第56回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年12月3日（火曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 12月3日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 民生生活常任委員会行政視察報告
- 日程第 4 産業建設常任委員会行政視察報告
- 日程第 5 議会運営委員会行政視察報告
- 日程第 6 第109号議案 穴粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例について
- 日程第 7 第110号議案 延滞金の割合の見通しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 8 第111号議案 穴粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 第112号議案 穴粟市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 第113号議案 穴粟市スポーツ施設条例及び穴粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第114号議案 債権の放棄について
- 日程第12 第115号議案 字の区域の変更について
- 日程第13 第116号議案 平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
- 日程第14 第117号議案 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第15 第118号議案 平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）
- 第119号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第120号議案 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第

2号)

第 121号議案 平成25年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)

第 122号議案 平成25年度穴粟市病院事業特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 民生生活常任委員会行政視察報告

日程第 4 産業建設常任委員会行政視察報告

日程第 5 議会運営委員会行政視察報告

日程第 6 第 109号議案 穴粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例について

日程第 7 第 110号議案 延滞金の割合の見通しに伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 8 第 111号議案 穴粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例について

日程第 9 第 112号議案 穴粟市下水道条例等の一部を改正する条例について

日程第 10 第 113号議案 穴粟市スポーツ施設条例及び穴粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 第 114号議案 債権の放棄について

日程第 12 第 115号議案 字の区域の変更について

日程第 13 第 116号議案 平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について

日程第 14 第 117号議案 市道路線の認定及び廃止について

日程第 15 第 118号議案 平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)

第 119号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

第 120号議案 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

第 121号議案 平成25年度穴粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)

号)

第 122号議案 平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第3号)

応招議員(18名)

出席議員(18名)

1番 鈴木浩之 議員	2番 稲田常実 議員
3番 飯田吉則 議員	4番 大畑利明 議員
5番 小林健志 議員	6番 伊藤一郎 議員
7番 榎橋美恵子 議員	8番 西本諭 議員
9番 秋田裕三 議員	10番 藤原正憲 議員
11番 東豊俊 議員	12番 福嶋斉 議員
13番 岡前治生 議員	14番 山下由美 議員
15番 林克治 議員	16番 実友勉 議員
17番 高山政信 議員	18番 岸本義明 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中村 司 君	書記 宮崎 一也 君
書記 清水 圭子 君	書記 原田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 福元 晶三 君	副市長 清水 弘和 君
教育長 西岡 章寿 君	参事兼企画総務部長 高橋 幹雄 君
参事兼土木部長 平野 安雄 君	会計管理者 杉尾 克 君
一宮市民局長 秋武 賢是 君	波賀市民局長 西川 龍 君
千種市民局長 阿曾 茂夫 君	まちづくり推進部長 西山 大作 君
市民生活部長 岸本 年生 君	健康福祉部長 浅田 雅昭 君
産業部長 前川 計雄 君	農業委員会事務局長 前田 正明 君
水道部長 船引 英示 君	教育委員会教育部長 岡崎 悦也 君
総合病院事務部長 広本 栄三 君	

(午前 9時30分 開会)

議長(岸本義明君) 皆さん、おはようございます。

平成25年12月定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日、議会の皆さん、そして市長はじめ当局の皆さんには、御健勝にて御参集いただきまして、第56回宍粟市議会定例会を開会できますことは、大変喜ばしく思うところでございます。

師走に入りまして、いつものことではございますが、少しばかり慌ただしさを感じておりますが、本定例会には、補正予算、条例改正など、重要な議案が提案されておりますので、どうか慎重な審議と適正な判断をお願いしたいと思います。

今日のようにさまざまな情報が流れて、価値観も多様化する中で、最適な判断を下すことは非常に難しくなっていると思いますが、先行き不安定な、不透明な社会情勢のもとにあって、将来を見据えた適正な判断が求められておることは、国政だけのことではありません。この地方自治体も同様だと思います。

宍粟市におきましては、既に「自治基本条例」そして「議会基本条例」が制定されて、市民の権利と責務、市議会と市の執行機関の権限と責任が明確にされております。市民の参画と協働による市民主体のまちづくりが今取り組まれておるところでございますが、それぞれがそれぞれの役割と責任を自覚した上での取り組みが必要ではないかなというふうに考えております。

市の将来を見据えた上で、「今、何が必要なのか、何をすべきなのか」を的確に決断し迅速に対応する強いリーダーシップ、これは首長さんだけでなく、二元代表制の一翼を担う議会にも求められておることではないかなというふうに考えます。

そのためにも議決機関としての議会の役割は非常に重要でございます。議員各位おかれましては、市民の皆さんが元気で躍動する明るい来年に繋がるような、そういった前向きで建設的な審議をお願いしたいなというふうに思います。

以上、開会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

市長、御挨拶をお願いいたします。

市長(福元晶三君) おはようございます。

第56回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表す次第であります。

色鮮やかな紅葉を見せてくれました山々も次第に初冬の装いとなってまいりまし

た。

今年の秋も、市内各地でさまざまな催しが盛会に開催されたところであります。

波賀町ではスポーツで地域を盛り上げようと「はがリンピック」が、千種町では昨年完成した“ええとこ”を会場に「ふれあいフェスタ」が、そして一宮町では、初めての試みとして地域と林業関係者による「東河内森林の感謝祭」が開催されました。さらに、今年も多くの観光客で賑わった最上山もみじまつりの開催に長年取り組んでこられました「住みよいまちづくりの会」の皆さんが、10月に兵庫県くすのき賞を受賞され、今年のもみじ祭りに、より花を添えていただきました。

ほかに、市内のあちこちで、祭りやイベントが開催され、私もできる限りお邪魔をし、その様子を拝見する中で、地域の皆さんが自分たちの地域を何とか元気にしようと、そういう強い思いを持って取り組んでおられます。それぞれの会場においては若い方が活躍されている姿を見て、とても頼もしく思ったところであります。

少子高齢化や過疎化が、地域に深刻な影響を及ぼすことが懸念される中、こうした取り組みが地域の元気として、次の世代につながっていくことを強く願うところであります。

また、さる11月4日に、ラジオ関西の公開放送が市役所ロビーで行われました。さまざまな分野で頑張っていたいておる市民の皆さんと一緒に私も出演させていただき、宍粟市のPRを行ったところであります。このラジオ番組の反響はとて大きく、放送直後からたくさんの問い合わせや激励をいただくとともに、以後、市内の観光施設には多くの市外の皆さんにお越しをいただくことができました。

現在行っております行政懇談会においても申し上げておるところであります。少子高齢化に歯どめをかけ、人口を増やすことは非常に難しいことではありますが、交流人口を増やすことは可能であります。交流人口を増やすことが地域に今住んでいらっしゃる皆さんの元気、さらに地域の活性化に繋がるものであると思っております。これからも、私自身が先頭に立ち、宍粟市を広くアピールしてまいりたいと、このように考えておるところであります。

さて、今定例議会におきましては、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例の制定をはじめ、宍粟市スポーツ施設条例及び宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正、平成25年度一般会計補正予算など、合わせまして14件の議案を上程しております。

議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等を慎重に御審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（岸本義明君） ありがとうございます。

では、ただいまより、第56回穴粟市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書・写しのおりであります。

報告4、本日市長から議案14件が提出されております。

以上で報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（岸本義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

7番、榎橋美恵子議員、8番、西本 諭議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（岸本義明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの16日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月18日までの16日間に決定しました。

日程第3 民生生活常任委員会行政視察報告

議長（岸本義明君） 日程第3、民生生活常任委員会行政視察報告を議題といたします。

民生生活常任委員長の報告を求めます。

民生生活常任委員長、6番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 11月13日、公共交通の不便な地域、空白地における高齢者、障害者の外出支援について、富山県南砺市を視察してきましたので報告いたします。

南砺市は、平成16年八つの町村が合併して、面積668.86平方キロメートル、人口約5万4,000人の市となりました。本委員会では南砺市の外出支援サービスと福祉タクシーについて視察しました。南砺市はJRと民間バスが市内に2社あり幹線を走っています。民間バスの走らないところは、市営バス15台、21路線が走っており、平成25年度当初予算は1億2,960万円です。一乗車200円で、ほかに一日乗り放題券や半額・無料制度もあります。公共交通の充実により、外出支援サービスは、移動困難な方のみが利用されており、予算は約100万円です。この外出支援サービスの自己負担額は距離によって違うため、山間地の方は利用が少ないようです。また、市の病院も患者の送迎をしており、行き届いたサービスに感嘆しました。

宍粟市と比較して、公共交通で市民の交通手段を確保するのか、または福祉タクシー等で確保するのかが問われているように思いました。

11月14日、富山型デイサービスについて、富山市に視察にお伺いいたしました。

富山市は面積1,241.85平方キロメートル、人口約42万の中核都市です。本委員会では富山型デイサービスを視察しました。富山型とは、高齢者・障害者・障害児などに対して、同一施設内において福祉サービスを行う地域密着型の施設です。富山赤十字病院の看護師3人が退職後に高齢者の幸せを求めて立ち上げた施設で、身近な地域の家庭的な住宅施設でサービスを提供し、富山型と呼ばれるようになりました。平成15年には、デイサービス推進特区の認定を受け、国の縦割り制度の弊害をなくしたサービスが可能となりました。富山県内においては、平成25年3月末現在で94カ所あり、全国では1,427カ所と広がっています。施設は民家を改修して利用しているものも多くあります。

市役所で富山型デイサービスの内容について説明を受けた後、事業所、NPO法人「ふるさとのあかり」の現地視察を行いました。

施設は運営する方の熱意によって変わるものだと一同思いました。この施設は、利用者の生きがいを大切にして、機能回復にも努力されていました。高齢者、身体障害者、知的障害者、乳幼児を同じ施設で受け入れ、家庭的な温かな場所を提供して、地域の住民にも交流室を無料開放するなどして交流の場を提供しておられ、愛

されているように思いました。障害者にも雇用の場を提供されており、高齢者などの利用者に受け入れられている姿は、ほほえましく思いました。富山型のキーワード「小規模」「共生ケア」は多くの可能性を示唆しております。施設運営者の熱意に市も県も動かされ、助成制度ができたとのことです。

宍粟市も取り入れる価値があると思うが、まずは信念と情熱を持った人の発掘が大切だと思いました。

以上、報告を終わります。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員会委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで、民生生活常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第4 産業建設常任委員会行政視察報告

議長（岸本義明君） 日程第4、産業建設常任委員会行政視察報告を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） それでは、産業建設常任委員会より平成25年度の産業建設常任委員会行政視察を実施いたしましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

少し時間をいただきますが、御了承いただきたいというふうに思います。

視察年月日は、平成25年11月11日月曜日から12日火曜日にかけての2日間で行いました。

視察先は、広島県世羅郡世羅町の世羅高原6次産業ネットワークと広島県の庄原市でございます。

出席委員は、私、実友、福嶋副委員長、飯田委員、小林委員、西本委員、林委員、それから、岸本議長でございます。欠席委員はございません。

同行者は、産業部長、商工林業課副課長、土木部次長でございます。

視察概要を御説明をいたしたいというふうに思います。

まず、11月11日に訪問いたしました広島県の世羅町では、世羅高原6次産業ネットワークの取り組みについて、視察研修をさせていただきました。

世羅町からは、矢山産業建設常任委員長と商工観光課長、係長に御出席をいただき、世羅高原6次産業ネットワークからは、龍田副会長と事務局長に御出席をいただき説明を受けました。

世羅町は、平成16年に世羅郡の3町が新設合併し「世羅町」となりました。広島県の中東部に位置し、面積は、278.29平方キロメートルで、総面積の約70%が森林で、農用地区域は約15%でございます。平成24年度末の人口は1万7,732人、世帯数は6,898世帯でございます。

世羅高原6次産業ネットワークは、世羅旧3町と農業協同組合、普及センター等を中心に設置された6次産業推進協議会の働きによりまして、平成11年に、観光農園・果樹農園・産直市場・農畜産物加工グループなどの農業者の32団体が連携し、生産者同士が横の繋がりを持ち寄り、密接な協力体制を整えることを目指して設立されました。

ネットワークでは、世羅高原の農業を核として、第2次産業、第3次産業の総合化及び相互補完といった連携により、全体での6次産業化を進め、所得と就業機会の増大と地域社会の活性化を目的に活動をされております。

平成18年には、県民公園やワイナリーのレストランやショップで構成する「せら夢公園」もオープンをいたしまして、拠点施設である夢高原市場も誕生いたしております。

夢高原市場は、中小企業による事業協同組合で、市が建設した施設の指定管理を受けており、当委員会が見学した特産品の直売所運営のほか、郷土料理の提供、レストランへの食材提供、体験交流、情報発信、特産物の宅急便利用販売等を行っております。

世羅高原6次産業ネットワークの取り組みは、農業の6次産業化をキーワードに、花や果物の観光農園、産直市場、加工グループなどが広域で連携をいたしまして、人材、施設、資源などを共有しながら、特産品開発、販売、農業研修生の受け入れなどに取り組み、10年間で入り込み客数や売上高を大幅に伸ばすなど、全国的にも高い評価を受けておりまして、三つの農林水産大臣賞を受賞いたしております。

現在は、67の農業者・6次産業者が加盟をいたしまして、「地産地消の集い」や春と秋には大きなイベントを開催するなど、「町中が農村公園」を目指して元気に活動をされております。最近では、世羅高校の生徒と一緒に特産品の世羅梨のドリンクの開発もされております。

また、町として行政側から農業をバックアップするいろいろな事業に取り組まれ

ております。担い手育成協議会は、町、県、JAで構成をいたしまして、後継者育成、集落営農、耕作放棄地対策、人材育成等の事業を進めています。

後継者育成事業は、将来、集落営農の核となるような人材や認定農業者、集落法人の経営を担うような人材を雇用した場合、賃金の一部を助成をいたしております。最高で月15万円を5年間支援をしておりました。

産業創造大学は、世羅町で就農・定住を希望する新たな担い手候補を全国から募集し、就農に当たって必要な農業知識と技術を習得するための1年間の研修を行うものがございます。基礎コースでは、土日・祝日に農業に関する基礎内容の講義や農家での実践研修をし、就農定着コースでは、実践的な知識や技術の習得に専念するため、国の事業を活用し青年就農給付金を受けながら研修をいたしております。

続きまして、11月12日でございますが、広島県の庄原市を訪問いたしました。林業振興の取り組みについて、視察研修をさせていただいたところでございます。

庄原市からは、竹内議長をはじめ、議会事務局長、林業振興課長、林業振興係長、木質バイオマス係長に御出席をいただきまして、説明を受けたところでございます。

また、施設見学をさせていただきましたペレット工場では、工場長にもお話を伺いました。

庄原市は、平成17年に、近隣の1市6町が新設合併をいたしまして「庄原市」となりました。広島県の北東部に位置をいたしまして、面積は1,246.60平方キロメートル、当市の約倍の面積でございます。総面積の約84%が山林でございます。人工林率は44%でございます。杉12.0%、ヒノキ26.9%の割合でございます。平成24年度末の人口は3万9,221人、世帯数は1万5,946世帯でございます。

主な取り組み状況を説明いたしますが、庄原市では、平成18年に長期総合計画を策定した際、三つのプロジェクトをつくられておりました。そのうちの一つが木質バイオマス活用プロジェクトでございます。エネルギーの地産地消、里山の再生、新産業の創出、地域の活性化、循環型社会の構築、バイオマスタウンの実現を目標として、森林資源の高付加価値化を実現する一連の流れを構築するための骨格となる新エネルギービジョンやバイオマスタウン構想等の構想を進める中で、林業の振興を図っておられます。

林業振興計画は、庄原市の森林が持っている多面的な機能を向上し、持続的に発揮させるとともに、森林資源の有効な活用を図ることで、市民生活に潤いと活力を与えることを目的とした林業振興の指針として策定されております。「次世代に繋がる『使える』森林(もり)づくり」を基本理念としており、災害に強い森づくり、

素材生産の基盤づくり、山元に利益が還元できる仕組みづくり、市民参加による里山づくり等の施策を行っておられました。

また、林業振興の重点プロジェクトとして、市内的林業関係者を中心とした地域木材利用促進研究会が主体となりまして、広島県と連携をとりながら低コスト林業と地域材生産推進支援プロジェクトを推進いたしております。

森のバイオマス産業団地（クラスター）構想は、バイオマスを初めとした森林資源に関する事業の集積を図ることで、インフラ、労働力、販路、調達先等を互いに補完し合い、各事業の低コスト化、高付加価値化、事業機会の拡大による採算性の向上を実現しようとするものであります。木材関連の状況が大きく変わる中、見直しを検討をされております。

当委員会では、この事業の一つでありますペレット工場を見学させていただきました。この施設は市が整備し、第三セクターの株式会社が管理運営をいたしております。ペレットの原材料は間伐材や林地残材等ございまして、市内のものに限定をいたしております。年間550トンを生産いたしまして、市内の公共施設等のペレットボイラーやペレットストーブの燃料として供給をいたしております。

森づくり事業では、スギ・ヒノキの人工林間伐の補助や広葉樹などの里山林の手入れ、間伐材利用、森林・林業体験活動への支援を行い、森林の持つ多様な公益的機能を維持していこうとするものでございます。「森づくり県民税」を100%財源とするもので、県全体では約10億円となっております。庄原市では年間1億4,000万円程度の実績となっております。

竹チップの貸し出し事業では、木質バイオマス利活用の一環として、繁茂する竹林対策やその有効活用のため、町が購入をいたしました竹チップを市民や自治組織に貸し出しをいたしております。竹チップで製造した竹パウダーは堆肥として利用されてございまして、この堆肥を使った循環型農業に取り組んでおられる地区では、米のブランド化に成功をされております。

地域木材住宅建築普及奨励金は、市内で生産された地域木材を使用して住宅を建築または改修する場合に、地域材の使用量に応じて最高60万円の奨励金を交付する制度でございます。

次に、各委員の所感についても記載をいたしております。後ほど御高覧いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

行政視察の報告を終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第5 議会運営委員会行政視察報告

議長（岸本義明君） 日程第5、議会運営委員会行政視察報告を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、8番、西本 諭議員。

議会運営委員長（西本 諭君） それでは、平成25年度議会運営委員会行政視察の報告をさせていただきます。お手元に報告書を配付させていただいておりますので、どうぞ御高覧ください。

議会運営委員会は、去る10月30日と31日の両日、岐阜県高山市において行政視察を実施いたしました。出席委員、欠席委員等の状況は記載のとおりでございます。

視察の概要でございますが、まず高山市は、岐阜県の北部に位置し、市域は平成17年の合併により2,177.67平方キロメートルと日本一広い市となっており、面積の9割以上が森林であります。10月現在の人口は9万2,328人、世帯数は3万4,913世帯であります。

今回の視察先である高山市は、平成17年に合併、広大な市域を有し、平成23年には議会基本条例を制定し、鋭意議会改革に取り組み、その取り組みは全国議会改革度ランキングにおいて上位にランクされております。このようなことから時期を同じくして合併し、同様に広大な市域、議会基本条例の制定といった非常に似通った経緯を持つ当市との比較検証をすることにより、議会改革を通じた議会運営全般の改善についての視察研修を行ったものであります。

高山市議会の議会改革のスタートは、平成17年の合併特例による36名の議員定数としていたものを、平成23年の選挙には定数減の検討を行うための特別委員会の設置を、平成21年の12月議会で設置したことがきっかけであります。

この特別委員会の中で、高山市議会のあるべき姿は何なのか、高山は広い市域で市民の負託に応えるには、議員相互の議論を深め、合意形成を図り、わかりやすい議会をつくることで、三つの基本理念をつくられました。

一つは、市民の代表機関の議会であること。二つには、二元代表制の一翼を担う

議会であること。三つには、議員間の討議を重視して、議会としての合意形成を図るということでもあります。

このように基本理念に基づいて特別委員会を進められ、平成23年の3月議会で議員定数は24名とし、あわせて議会基本条例が制定されました。

高山市議会の議会基本条例の特徴としましては、議論する議会をつくること、そして、政策提言によって議会機能を強化することでもあります。

市民と議会、行政と議会、そして議員同士が積極的に対話し、議論することが必要不可欠であることの認識に立ち、市民との意見交換会、議員同士の政策討論会の開催を実施されております。

議員間の自由討議と政策提言を通じて、市の政策水準の向上を図ることを目的に取り組みを進められております。

政策提言に当たっては、各常任委員会単位で政策課題の設定を行い、その課題について調査研究を行っていく。そして、委員会で全会一致となれば、全議員で行う政策討論会へ提案する。この政策討論会において全会一致になれば、議会として政策提言を行うこととされているところでございます。

この提言に高い説得力を持たせるためには、1年から2年といった期間を通じて調査研究を行うこと、議員研修、市民意見交換会を行うことでもあります。これらのことを通じて、提言の質の向上を図り、高い説得力を持たせていこうということでもあります。

また、提言に強力な政治的効果を持たせるためには、議員全員で行う政策討論会において全会一致でないと政策提言は行わないということでもあります。

このことは、市長も議会が全会一致で出された提言については誠意を持って取り組むと言っている点からも重要なポイントであります。

次に、この提言に係る取り組みで、まず市民との意見交換会であります。地域別意見交換会と分野別意見交換会の二つの交換会があります。地域別意見交換会については、市内の小中学校区を基準に20カ所において実施、分野別意見交換会は、四つの各常任委員会において福祉、教育、産業、基盤整備など、分野ごとに各種団体等と意見交換をするものであります。

今年度は、全市的な意見交換会の新たな取り組みとして、8月に二部形式で行い、一部では地元高校生によるディベートが行われました。これは「高山市が好きか嫌い」というテーマを設定して、高校生に自由にディベートを行ってもらい、自然、観光、雇用といったさまざまな分野からの意見が出されて、とても参考になりました。

たとのことでありました。その後二部で、市民との意見交換が行われ、非常に興味深い取り組みであるなど感じるところであります。

次に、実際の政策提言に対しての一例ですが、市当局の対応について説明を受けました。

提言内容は、公共交通に係る提言であります。高山市の公共交通の利用状況は、生活路線の大半が赤字路線であり、観光路線のみが黒字の状況であります。

この提言は、総務企画委員会が1年かけて取り組んだもので、提言の概要は4項目から成っており、一つは、地域に合った運行体制の確立、二つは、収益構造のあり方の検討、三つは、目標値の設定、四つは、事業主体の民間移譲であります。

一つ目の地域に合った運行体制については、幹線バス、地域バス、中心市街地バスの3系統に分類し役割分担を明確にしました。

二つ目の収益構造のあり方は、便数については1,105便から873便に削減、結果、延べ乗車人数は17万3,611人で6,271人の減と大きく変わらない結果であった。便数を減らすことにより、平成23年度予算ベースで2.7億円が、平成24年度予算ベースで2.4億円に、さらに平成25年度には1便当たりの乗車人数が0.5人を切るところはデマンド運行に変更、車両もバスからタクシー車両に変更したことにより予算ベースで2億円に下がった。利便性の向上と収益構造の将来予測については、便数を増やせば利便性の向上は上がるが経費も増えるということで、バランスが重要であるということであります。

三つ目の目標値については、1乗車100円で18万人の乗車実績からすると1,800万円の収入。それに対して2億の費用で10倍以上の利用者目標については、高山のような山間地においては自家用車が主で、非常に苦しいところであります。このような中であって、今の乗車人数を確保することが最低限の目標であります。

四つ目の民間委託については、委託すれば民間の発想で収益構造が改善されるといった提言があり、その中には市営駐車場とあわせて委託といったものがありました。実態調査も実施されましたが、観光エリアが狭い地域であること、バスのダイヤが1時間単位といったこともあり、難しい状況でありました。

これらが提言に対する対応と課題であります。議会が調査研究をする中で、市民意見を吸い上げて提言に反映していくことにより種々の検討がされ、新たな取り組みが展開されたことは提言による監視型議会への大きな一歩であります。

以上、高山市議会の取り組みの概要であります。

合併により、日本一の広い市域となる中で、いかに市民の意見を取り上げて負託

に應えるか。そのためには議論が必要であること、議論は市民と行政と、そして議員間においても必要であること。議論を尽くして合意形成をつくること。そして、市民に開かれたわかりやすい議会をつくることを目指しての取り組みの一端を御紹介いたしました。

合併から議会基本条例の制定まで時期を同じくする高山市と比較すると、本市議会の議会基本条例を基本とする議会改革については遅れていると言わざるを得ない状況であります。

今回の視察を契機に、早急な取り組みの展開に向けた議論が必要であることを痛感したところでございます。まさに、言論の府である議会として高山市が標榜する議論する議会、議論による合意形成には、本市においても大いに参考になるものでございました。今後の議会運営に反映していきたいところでございます。

以上をもちまして、議会運営委員会の行政視察の報告とさせていただきます。なお、資料につきましては事務局に備えつけがございますので、参考いただければと思います。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、議会運営委員会の行政視察について質問をさせていただきます。

先ほどいただいた御報告の中で、議会改革の部分を視察して、いろいろな取り組み、先進事例を御紹介いただきましたけれども、具体的に今後、宍粟市議会の議会運営委員会として、どのように視察の内容を参考にして改革を進めていくか、具体的なところがあれば、お聞かせいただければと思います。

議長（岸本義明君） 議会運営委員長、8番、西本 諭議員。

議会運営委員長（西本 諭君） 説明させていただいたとおり、議論する議会ということで、私たちは今までの慣例であったり、いろいろ申し合わせ事項であったりということ非常に大切なことですので重視してまいりましたけれども、今後はまたいろんな議会改革の波を受ける中で、新しい意見なり、また市民の意見なり、またさまざまな調査検討をする中で、議会運営を図り、そして、市民に信頼していただける、また皆さんに信頼していただける、そういう議会にしてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で、議会運営委員会行政視察報告を終わります。

日程第6 第109号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第109号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第109号議案、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の制度は、市民の権利侵害の防止を図ることを目的として、戸籍謄本及び住民票の写し等の不正請求を抑止し、早期発見できる環境を整備するため制定するものであります。

本人通知制度の内容は、戸籍謄本・戸籍抄本及び住民票の写し等について、本人の代理人、または弁護士などの第三者から交付請求があった場合に、その交付の事実を事前に登録している本人に郵便で通知する制度であります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑でございます。

ただいま提案のございました本人通知制度に関する条例に対しまして、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この本人通知制度、6月の一般質問をさせていただいて以降、早急な取り組みをいただきましたことに、まず感謝を申し上げたいと思っております。

もう御案内のとおり、2年前のプライム事件によりまして、この不正取得がどのようなことに悪用されていたかという全貌が明らかになり、全国的な自治体での取り組みが進んでいることだというふうに考えております。プライム事件が明らかになったのは、結婚や就職に対する身元調査、あるいはストーカー犯罪にかかわるよ

うな情報、さらには高齢者を対象にした振り込め詐欺に基づく情報の収集とか、いろんな権利侵害、あるいは生命にかかわるような情報取得がされているということが明らかになりました。

そういう意味では、この本人通知制度によって、先ほど市長からございましたように、市民の権利をしっかりと守っていくということで、私は高く評価をしたいというふうに考えておるものでございます。

本来的には、国がこういう制度を抜本的につくって、国民の生命・財産を守るのが本来でありますけども、なかなか国の段階で進んでいないわけですし、このように各自治体が先進的に取り組まれるということに対しては、非常に喜ばしいというふうに思います。

そういう意味で、3点ほど質問させてください。

まず、1点目は、条例本文の5条にあります事前登録者に対する通知でございますが、交付請求者に対しまして種別について通知をするということになってございますが、その通知の内容についてお教えいただきたいというふうに思います。

それと、次に、本条例は二段階方式になっているというふうに理解をいたします。通知された内容に基づいてもっと詳しく知りたいという場合には、別途個人情報保護条例に基づく開示請求という手続を踏まなければいけないというふうに認識をしておりますが、本来不正取得の防止、あるいは抑止効果を高めるためには、誰が不正といたしますか、誰が取得をしたのかということをはっきりさせる必要があるというふうに私は考えます。

したがって、個人情報保護条例に基づく開示請求をした場合の開示される項目について交付請求者の氏名などを知ることができるのか、その辺もお伺いをしたいというふうに思います。

それから、3点目でございますが、本人通知制度、条例が通りますと、以降事前登録者の登録が事務的に始まるかというふうに思います。私はこの登録者が少なければ効果は発揮しないというふうに思っております。多くの方の登録を得るためには十分な市民への制度説明なり周知が必要かというふうに考えております。

その具体的な方策についてお尋ねしたいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 大畑議員の質問3点について、お答えさせていただきます。

まず、事前登録者への通知内容でございますが、条例の第5条に記載しております交付年月日、それから交付証明書の種別及び通数、それと交付申請者の種別、本人の代理人であるか、第三者であるかというところでございます。それと、交付請求者が事前登録者の代理人である場合は、当該人の氏名及び住所というふうになっております。

それと、2点目の開示請求の関係でございますが、個人情報保護条例第17条によって開示請求をしていただくというふうになります。それで、開示請求をされますと、個人情報保護条例に基づきまして審議をしていくというふうになってございます。

制度の周知方法につきましては、平成26年2月の広報時に本人通知制度の説明と事前登録申込書を配布したいというふうに考えております。また、市のホームページにアップしたり、しーたん放送で周知をしていきたいというふうに考えておりますし、また、この制度4月からスタートということになりますけども、3月で受け付け終了というわけではございませんので、随時受け付けはやっておりますので、引き続き広報活動をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） まず、1点目、周知の方法でございますが、ホームページ、あるいはしーたん放送という周知はわかるんですが、これ初めてのことでして、なかなかこの制度の意味が市民の方に十分伝わるのかなという疑問を感じております。

そういう意味では、他の自治体の例を見ますと、いろんな公民館に出かけたりしながら、そこで身近に説明をしていくというような大変詳細な制度説明を行っていくという例も聞いておりましたので、その辺また委員会にお任せいたしますが、是非制度の誤解がないように、あるいは十分徹底が図れて抑止効果が発揮できるような周知をお願いしたいというふうに考えます。

それと、もう1点、開示請求の開示項目の関係でございますが、ちょっと具体的に個人情報保護条例でどのようなところまでというお話がございませんでした。私の考え方だけ述べて質問を終わりたいと思うんですが。

議長（岸本義明君） 質疑にしてください。

4番（大畑利明君） 個人の氏名まで開示するかどうかというところが明らかでなかったというふうに私は思いますが、個人情報保護条例の中にも人の生命、健康、あるいは生活、または財産を保護するために公にすることが必要であると認められるものについては公開するということが原則としてあります。これは、情報公開条

例でも同様な趣旨でございますので、是非誰が取ったのかということがはっきりわからない限り、これはうやむやになる制度でございますので、その辺明らかにできるようにお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第109号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第109号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第7 第110号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第110号議案、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第110号議案、延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険料、法定外公共物使用料、道路占用料、特定公共賃貸住宅の家賃及び入居者負担額、下水道事業受益者負担金、後期高齢者医療保険料、医師修学資金、公立穴栗総合病院看護師等修学資金及び税外収入金につきましては、それぞれの条例で延滞金の利率を規定しており、その率は地方税法の例により運用をしております。

平成25年3月の地方税法の一部改正におきまして、延滞金の割合を引き下げる見直しがされ、平成26年1月1日から施行されます。今回の地方税法の改正と同様に、延滞金の利率の引き下げを行うため、関係条例を一括して改正する条例を提案するものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。今回の条例改正は、延滞金を14.6%から7.3%へ利率を下げるというふうなことなんですけども、私の認識としては、実際に延滞金のこの利率の運用というのは、実際されていないかなというふうに思っておるんですけども、それぞれ全部で9項目の延滞金の条項があって、それについて今回全体として統一する、引き下げるというふうなことで提案されているようでありますけれども、実際のその延滞金の適用状況については、どういうふうな現状になっておるのか、その点をお知らせいただけたらと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 延滞金の趣旨は、先ほど御理解をいただいたとおりでございます。

適用につきましては、滞納されている方はいろんな事情がございまして、各種相談を受けております。その中で、やむを得ないと判断したものについては減免をしている実態がございまして。ただ、悪質といたしますか、そういった場合については、法令に基づきまして厳格に行っている実態がございまして、内容は税を含めまして平成22年で12万6,000円、平成23年で15万3,000円、さらに平成24年では約300万円強ということで、少しずつでございますが、目的に沿って強化を強めている実態がございまして。今後もそういった厳格化を公平性の観点から図っていききたいと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第110号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第110号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 討論なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第110号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第110号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 第111号議案

議長（岸本義明君） 日程第8、第111号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第111号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布され、平成26年4月1日から地方消費税を含む消費税の税率が、現行の5%から3%引き上げられ8%になります。

この改正に伴いまして、病院及び診療所において消費税を転嫁し徴収しております使用料及び手数料を消費税8%を含む金額に見直すため、宍粟市診療所使用料及び手数料条例、公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例、宍粟市夜間応急診療所条例の3条例を改正する提案をするものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第111号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第111号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第9 第112号議案

議長(岸本義明君) 日程第9、議第112号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第112号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

先ほどの第111号議案と同様に、消費税率が平成26年4月1日より8%に引き上げられることを受けまして、水道事業及び下水道事業等において消費税を転嫁し徴収しております水道料金、水道加入分担金、下水道使用料等を、消費税8%を含む金額に見直すため、宍粟市下水道条例、宍粟市生活排水処理施設条例、宍粟市水道事業給水条例、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例の4条例を改正する提案をするものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番(鈴木浩之君) 1番、鈴木です。

第112号議案、宍粟市下水道条例等の一部を改正する条例についての質問をさせていただきます。

来年4月上下水道、簡易水道の統合、また上下水道の料金体系の見直し、料金の引き下げが検討されているというふうに認識しておりますが、それはまず間違いなのか。

次に、毎回この消費税率の変更に伴い条例を変更する必要があるのか。10月には10%になる、翌年の10月ですかね、10%になるということがありますけども、そういったところに伴い条例をまた変更する必要があるのか。

4月1日から消費税の税率の引き上げとともに、料金改正っていうか、新たな料

金で4月1日からというような認識をしているんですけども、その議論とあわせて議論することはできないのかという、その3点についてお考えをお聞きします。

以上です。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） 鈴木議員の質問にお答えをしていきたいと思えます。

まず、1点目の部分なんですけども、今回の改正は、提案理由にありましたように、消費税の税率の改正は平成26年4月1日から5%から8%に引き上げられるものでありまして、今回質問にあります料金の改定につきましては、その改定時期と条例の改正がちょうど時期が合えば同時に改正をするのが望ましいとは考えますが、上水道と簡易水道の統一、それから下水道使用料等の人頭制と従量制との統一等々の統一に向けた課題の整理に時間を要しまして、今回につきましては消費税税率の改正を先行して改正するものとなっております。

質問にありましたように、来年4月に上水道と簡易水道の統合につきましては、現在県との水道事業の変更認可等の検討を県と協議中でありまして、3月の議会には、給水区域それから給水人口、給水量の変更に伴う宍粟市水道事業の設置に関する条例と、それから宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の提案をしていきたいと予定しております。

それから、料金改定につきましては、現在料金体系の変更、それから引き下げの検討を行いまして、現在鋭意努力をして素案の取りまとめを行っております。

この後、市民によります公共料金審議会の開催を予定しておりまして、その中で料金体系をどうするのか、それから料金をどのぐらいにするのかという議論をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 二つ目の質問で、消費税率の変更に伴い毎回その条例を変更するのかというところ。

副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 消費税の改正につきましては、国のレベルの法改正でございます。したがいまして、市の独立採算に基づく改定とは別にあわせて議論すべきだと思っております。

ただ、論議の時期が一緒になる場合については、当然御質問のとおり一体的にすることも可能であるというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 今の答弁を聞くと、来年4月には設置条例、上水道と簡易水道の統合に関しては進むけれども、料金の見直しに関しては、特に引き下げに関してはまだ先の話だというふうに認識してよろしいのでしょうか。

議長（岸本義明君） 水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） 料金の見直しに関しての上程につきましては、今鋭意努力して素案をまとめ公共料金審議会にかけてから、その答申を受けて議会のほうに上程していきたいと考えております。若干、いつごろになるかというのがまだ協議のさなかでありますので、未定であるということです。

質問のもう1点、答弁をしておりませんので、この機会におきまして答弁をしたいと思えます。

毎回消費税率の変更に伴うように条例改正が必要かということですが、消費税の表示につきましては、平成16年の4月から消費者に対しての価格の表示につきまして総額表示ということになっております。その関係で、宍粟市においても総額表示を採用してある関係上、変更が出るたびに条例改正をしていくというスタンスをとっております。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第112号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思えますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第112号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時50分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第10 第113号議案

議長（岸本義明君） 日程第10、第113号議案、宍粟市スポーツ施設条例及び宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第113号議案、宍粟市スポーツ施設条例及び宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市では、スポーツを通じた健康づくり、地域づくりを推進しておるところですが、とりわけ高齢者になお一層元気で活力に満ちた生活を営んでいただくため、スポーツ施設や学校施設等の使用料を免除し、利用しやすい環境づくりの体制整備を図るものであります。

また、障がいのある方も同様に免除規定を設け、障害者スポーツの推進、活性化を目指すものであります。

さらに、青少年に対しての利用料についても、社会体育活動や青少年健全育成活動に資する場合の免除規定を明確に示すことで、スポーツ施設等の利用がしやすい環境を整備しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑です。

スポーツ施設条例及び学校施設等の使用に関する条例の一部を改正する条例に対しまして、質疑をさせていただきます。

ただいまの市長の提案によりますと、これスポーツ施設の無料化につきましては、高齢者の健康増進ということが明示、説明がされました。市長がいつもスポーツ立市構想ということで言うておられますが、その具体的な構想のイメージ、あるいは具体的な内容について、市民あるいは議会もまだ明らかにされておりません。そういうものを明らかにした上で、具体的な施策に入るべきではないかと思いますが、その辺についての考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、二つ目には、今回の改正案では、これまで減免の対象としてこなかっ

た、利用者個人の利益に係るものまで踏み込んで無料化ということでございますが、逆に言いますと、その個人の受益にかかる部分につきましては、税金を投入していくわけでございます。したがって、この無料化によります公費の負担額が見込み額としてどの程度なのかお尋ねをしたいと思います。

また、施設を利用する人と利用しない人との公平性を確保する観点から、市民の理解などについて条例提案までどのようなプロセスを踏んでこられたのか、お伺いをしたいと思います。

最後、三つ目でございますが、改正条例の中に当該者を介護する者という記述がございますが、これは介護というのはふさわしくない表記だというふうに思います。私は、介助をする者というふうに改めるべきだと思います。

以上、質問したいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいまの質問の3点の中で、特に1点目の具体的な将来の方向性も含めると、こういうことではありますが、私は、日々市民の皆さんが元気で毎日明日に夢を持って活動していただく、そのことが地域の活力に繋がっていき、さらには宍粟市全体の活力に繋がっていき、このように考えておるところであります。

とりわけ高齢者の皆さんにあっては、生涯現役とこういう理念の中で今後も進めていきたいとこのように考えておるところであります。その第一段階として、大いにスポーツ活動を通じて外へ出ていただいて、仲間づくり活動であったり、健康づくりに、こういう概念であります。

しかしながら、将来あるいはこのスポーツ立市全体の構想はどうだと、こういうことではありますが、できるだけ早い段階で構想をまとめて、またお示しする中で将来に向かって進めていきたいと、このように考えておるところであります。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） それでは、私のほうから減免影響額そのほかについてお答えをさせていただきます。

この影響額でございますが、減免の詳細につきましては、教育委員会規則で定めることとなりますが、改正条例案の対象を100%減免をした場合は、概ね186万円の年間の影響額があるというふうに見込んでおります。また、その財源としては税等一般財源というふうに見込んでおります。

それから、この間どういうプロセスを経てきたのかというところでございますが、今回の改正条例案の作成に当たりまして、使用実績を分析をする中で、先ほど申し上げました利用者数に基づく影響額、そういったものをこの間につきましては内部事務的に調査をしてまいりました。そういうことで、今回提案をさせていただいたわけでございます。

また、この御指摘の市民の理解につきましては、健康づくりの推進とあわせて規則制定後速やかに周知をしてまいりたいと、このように考えております。

最後に、介護ではなく介助ではないのかという御質問ですが、一般的に介助は何かの行為をサポートをする行為を指しているというふうに考えております。

今回の改正では、スポーツ運動時の一時的な介助のみならず、その人の自立を支援する場合など広くサポートをする方も含める意味で、介護する者というふうにしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 最後の介護と介助のところのちょっと見解が違いまして、これまた委員会のほうでさせていただきます。

冒頭の市長に対して再度ですが、今後、スポーツ立市の構想をしっかりとつくっていくということでございますが、いつごろを目途に考えておられるのかということと、このスポーツ施設を無料化することのみで健康増進ということにはなかなか繋がらないというふうに私は考えておまして、もっと保健・医療・介護そういうものと絡めたスポーツ立市構想というものを考えておられるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 構想でありますので、できるだけ早くしていきたいなど。できれば新年度予算編成、3月議会あたりに一定のこういったまちづくりの中でのスポーツ立市という考え方を明確にしていきたいなど、今現在では考えておるところであります。ただ、もう少しかかるかもわかりませんが、そういう方向で進めていきたいなど。

それから、今おっしゃったように、健康という部門の理念の中で、当然、保健・医療・介護含めてそれぞれ関連がありますので、私はそういうことと関連しながら、健康というアプローチを持ってまちづくりの手法を捉えていきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第113号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第113号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第11 第114号議案

議長（岸本義明君） 日程第11、第114号議案、債権の放棄についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第114号議案、住宅新築資金等貸付金の債権放棄につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、債権を放棄しようとする資金につきましては、同一の借受人に対して、昭和53年度に貸し付けた生業資金と昭和55年度に貸し付けた建設資金で、借受人及び連帯保証人ともに死亡している債権であります。

この借受人等が死亡したことにより、債務者不存在となり、この債権についての請求対象者が存在せず、今後、債権の回収ができないため、今回債権放棄の提案を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。6点質疑をしたいと思います。

まず、第1点目でありますけれども、先ほど市長の説明で、借入年月日が昭和53年と昭和55年というふうな説明がございましたけれども、もっと詳細に借入年月日また借入額、そして実際に返済された金額は幾らになっておるのか、お示し願いたいと思います。

それと、2点目については、もしその滞納が滞りなくて返済どおり返済されてい

たとすれば、完済年月日はいつになっておったのか、お示し願いたいと思います。

それと、3点目には、返済が滞っている事案だと思うんですけども、この滞納期間の担当課、合併前からの対応だと思いますけれども、この期間の対応状況は具体的にどのような対応がされてきたのか、時系列的に資料の提出も含めてお示し願えればと思います。

それと、この間やっと調査が始まって、このような実態がほかにもあると思うんですけども、この債務者並びに連帯保証人の死亡年月日というのはいつで、それを担当課が実際に知ったのはいつなのか、このあたりも明らかにしていただきたいと思います。

それと、担当部のほうで資料請求をして示していただいた資料を見てみますと、借受人、保証人が全て亡くなっているケースだけを拾い上げてみても建設資金で8件、改修資金で4件、生業資金で5件というふうに、今後ともこのような債務放棄をしなければならないような事案が出てくる可能性があると思うんですけども、今後についてはどのような見通しを持っておられるのか、それとあわせて、私は今回このような債権放棄を提案しなければならない事態に至った一番の原因は、この行政側がきちっとした対応をしてこなかったことに責任があると思うんですけども、このような事態が今後も続くおそれもあるわけですけども、それらも含めて行政側の責任というのはどういうふうに思っておられて、具体的にどういうふうな責任をとろうとされておるのか、そのあたりのことがわかりましたら、お示し願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 議員さんから6点御質問いただきました。

借り入れの年月日、借入額、返済額につきまして、最初お答えさせていただきます。

まず、債権の種類でございますが、2件ございます。1件目は住宅建設資金貸付金、それと同和生業資金、この2点でございます。

まず、住宅建設資金貸付金につきましては、契約日が昭和55年10月20日でございます。貸付額は450万円、返済額は9万9,474円でございます。同和生業資金につきましては、契約日、昭和54年1月31日でございます。貸付額は70万円、返済額は25万6,920円となっております。

2点目の予定どおり返済されていたときの完済予定年月日ということでございま

すが、住宅建設資金貸付金につきましては、平成10年10月25日が完済予定日ございました。同和生業資金につきましては、昭和59年4月25日が予定日となっております。

3番目の返済が滞っていたとすれば、滞納期間の担当課の対応、それと、4番が債務者、連帯保証人の死亡年月日、それから、5番の担当課が知ったのはいつかということが御質問にございましたので、この3点あわせてお答えさせていただきます。

まず、債務者には、昭和54年、55年にそれぞれ貸し付けを行い、償還が行われておりましたけども、償還が滞ったため、弁護士に協議し徴収手続を行ってまいりました。平成2年から3年には連帯保証人が死亡され、また平成17年には債務者が死亡され、その後は送付先もなく滞っておった状態になりました。平成17年の時点では、その状況の把握はしておりましたけども、借受人、連帯保証人とも死亡のため送り先もなく、償還の可能性もないというところから滞納整理することができなくなり、現在に至ったものでございます。

6番目の今後こういった事例が出てくる可能性、そしてまた、責任というところでございますが、まだ60件余り今から調査なり、手をつけていく案件もございます。中にはそういった案件もある可能性はございます。今の段階で具体的に申し上げる状態ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、責任は誰がとるのかということでございますが、今現在は、今の債権を早く整理することが第一というふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 今説明いただいて、かなり住宅建設資金なんかについては、ほとんど返済が滞っておったというふうな事例で、しかも平成2、3年にわたって連帯保証人の2名の方が亡くなられたと。通常の金融機関の貸し付けでしたら、当然、連帯保証人が亡くなられたということになると、新たな連帯保証人をつくっていただくという手続を当然とらんとはいけんかたんじゃないかと思ひますけれども、そのまま事実上放置されておったがために、今回借受人が死亡されて、相続放棄という形をとられる中で、市としても債権放棄という選択肢しかなかったというふうなことから見ましても、明らかにその当時の担当課がきちっとした対応をされてきてこなかったがために、今回の事態に至ったというふうにしか思ひえないわけですね。

ですから、今税金の滞納なんかの徴収を強化されておる中で、時効を中断させるためにあらゆる手続をとっておられると思うんですね。そういうことと比較しても、今回資料を提出いただいた中でも、まだ保証人等が健在な中でも時効の援用で、実際にもう債権を徴収することが不可能だというふうな認定をされているケースもありますし、それらを見たときに、本当にこの間の時効の中断等を含めて具体的などんな対処がされてきたのか、本当にその今現在、滞納徴収ということで力を入れておられるような税金の滞納と同じような対処がされてきておれば、このような事態には至るケースはかなり減っておったんじゃないかなと思うんですね。

そういうことで、本当に行政側の責任ということとは、今回のケースを踏まえて、本当に明らかにしていかなければならないと思いますので、今回のケースも含めて具体的にその借り入れが昭和55年というふうなことで、大変古いわけで、資料が残っておるかどうかはわかりませんが、その当時から、例えば450万円の借入に対して9万円しか返されていないということのを想像すると、ほとんど借り入れてそれ以降恐らくほとんどが返されていない、返済が滞っているという事態が想定できますので、返済が滞っていることに対して行政側は具体的にどういう、督促状であれば何回送ったとかというふうなことを一連調べて、きちっと報告していただいた上で、行政側のその対応に対しては抜かりがなかったのかどうか、そのあたりを明らかにした上で、この案件に対してはきちっと議会として判断する必要があると思いますので、そのあたりの行政側の対応の仕方をきちっとした資料で委員会に提出していただいた上で、委員会でもきちっとした審議をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 今、御指摘をいただいておりますとおり、この貸付金制度、ずっと以前のことでございまして、納付が滞った実態は御指摘のとおりでございます。

ただ、この案件につきましても随時納付書を送る、督促をする、また催告をする、それから相談に応じる、いろんな手法を講じております。また、弁護士とも相談いたしまして、財産の差し押さえとか、法的処理も十分に協議はいたしております。結果としては、今回こういう結果になったところでございます。

案件については、当然出していきますが、やっぱり今行政がすべきことはこういったことを一つずつ明らかにいたしまして、議会にも報告し、この案件はどうだったかということをお明らかにすることが責任の解明の一端に通ずるということで、今

回もいろんな資料を拾い出しまして、担当のほう相当の努力をしてくれております。そういったことも理解いただきながら、今後も頑張っただけですので、その際に審議をいただきたいと、このように思います。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） それで、再度確認をしておきますけども、今、副市長が言われたように、督促状を何年何月に送ったとか、催告書を何年何月に送ったとか、あとそういうふうな手続を経ても返済がされないということで、財産のそういう差し押さえの手続を具体的にとろうとしたけども、こういう理由でそれはできなかったというふうなことについて、少なくとも今回のケースについて詳細を明らかにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 可能な限り整理をして提出させていただきます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第114号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第114号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第12 第115号議案

議長（岸本義明君） 日程第12、第115号議案、字の区域の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第115号議案、字の区域の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

山崎町宇原地区の県営ほ場整備事業につきましては、平成26年3月の換地処分登記に向けて事務を進めておりますが、工事完了に伴い、従来の地形が大幅に変更され、当該区域内の字区域を完了後の区画の形状にあわせて変更する必要が生じております。

今回の区域変更の考え方は、工事により新しくできた道路、水路、圃場の区画の

境界を変更後の字界とし、戸原土地改良区主導のもと、関係自治会等と協議し、その調整が整いましたので、字の区域の変更を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第115号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第115号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第13 第116号議案

議長（岸本義明君） 日程第13、第116号議案、平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第116号議案、平成25年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、宍粟市農作物共済事業に平成22年度から平成24年度の3カ年継続加入し、被害がない、あるいは被害の少なかった農家に対して、宍粟市農業共済条例第42条第1項の規定により、農家はその3カ年に負担した掛金の2分の1を限度として無事戻し金を交付しようとするものであります。

無事戻しの内容は、水稻共済では1,171名の交付対象者に総額169万4,700円を交付し、麦共済では4名の交付対象者に総額2万9,877円を交付するもので、その財源といたしましては、農家の負担した掛金を積み立てた特別積立金と兵庫県農業共済組合連合会からの交付金を財源としております。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第116号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第116号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第14 第117号議案

議長（岸本義明君） 日程第14、第117号議案、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第117号議案、市道路線の認定及び廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、市道認定しようとする路線は9路線で、市道廃止しようとする路線は3路線であります。

最初に、新規認定として山崎町神谷自治会より要望のありました1路線について審査しましたところ、現在農道を生活道路として利用されておりますので、宍粟市道路認定基準要綱第2条第2号の規定により、市道神谷6号線として認定するものであります。

次に、開発により設けられた山崎町矢原地区、須賀沢地区、宇野地区の5路線は、平成24、25年度に寄附を受け、市管理用道路として管理している路線であり、当該路線は県道と市道を結ぶ重要な路線と考えますので、宍粟市道路認定基準要綱第2条、第2号及び8号の規定により、市道矢原団地1号線、2号線、3号線、市道須賀沢14号線、市道宇野2号線として認定するものであります。

次に、市道葛根5号線の道路区域の一部が私有地となっており、その地権者より

自治会同意をもって当区間の市道廃止の要望が提出され、現況としましても市道の利用がされていない状況から、この路線を一旦廃止し、終点部分の変更を行い、新たに市道葛根5号線として再認定するものであります。

次に、波賀町野尻地区におきまして、道路改良を進めておりました市道林線バイパスの完了に伴い、市道林線の起点が変更となるため、この路線を一旦廃止し、起点の変更を行い、新たに市道林線として再認定するものであります。

次に、先ほど御説明を申し上げました市道林線の路線振替に伴い、旧林線の一部を市道野尻下垣内線に含めて認定するため、この路線を一旦廃止し、終点の変更を行い、新たに市道野尻下垣内線として再認定するものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第117号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第117号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第15 第118号議案～第122号議案

議長（岸本義明君） 日程第15、第118号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）から、第122号議案、平成25年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの5議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第118号議案から第122号議案までの補正予算5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成25年度の事務事業執行に係る実質的な最終補正予算と位置づ

け、施策の実施に支障を来すことのないよう予算措置を講じるとともに、事業の執行により事業費の確定したものについては補正を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第118号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正総額で歳入歳出それぞれ1億5,292万4,000円を追加し、補正後の総額を230億9,827万9,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費で黒田官兵衛・播磨国風土記関係経費や統計調査費の追加を行い、民生費では介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の精査、障害者自立支援に係る障害福祉サービス費や私立保育所の運営に係る補助金の増額、さらに生活保護費で入院患者の増加等による医療扶助費の増額補正を行っております。

衛生費では、病院事業特別会計の補正に伴い、繰出基準による繰出金の追加を行うとともに、老朽化した塵芥収集車の更新経費の追加を行っております。

農林水産業費では、有害鳥獣被害防止事業に係る県の制度変更に伴う事業費の精査、高生産性農業集積促進事業補助金や豪雨災害に伴う農業生産基盤整備促進事業補助金の追加、さらには森林管理推進事業の追加とそれに伴いしその森整備事業補助金の減額を行うほか、市有林整備事業の追加を行っております。

土木費では、道路維持補修費や交通安全施設整備費、山崎地区の排水系統の調査業務委託の追加ほか、公園施設の修繕や市営住宅の修繕費の追加補正を行っております。

さらに、消防費では老朽化した県衛星通信ネットワークの更新に伴う市負担均等を追加計上し、教育費では、部活動推進事業補助金や指定寄附に伴う図書等の整備費の追加、さらに生涯学習施設の修繕費の追加計上等を行っております。

また、9月の豪雨災害に伴う災害復旧費については、予備費対応に加え今回の補正で追加を行い、県の治山工事に伴う流末工事のうち県の事業進捗により次年度着手となる地区の事業費については減額を行っております。

次に、これらの財源となります歳入は、分担金で、災害復旧費に係る受益者負担金の増額を行い、負担金では、保育所保護者負担金で低年齢児が増えたこと等に伴う増額、国県支出金では、生活保護扶助費や障害者福祉サービス費、保育所運営費、災害復旧費の増加に伴いルールによる国県支出金の増額を行うほか、有害鳥獣防止事業に係る県補助金の減額、高生産性農業集積促進補助金の追加を行っております。

さらに、財産収入では、市有林整備費の増加に伴い立木売払収入の増加を見込み、

寄附金では図書館整備のための指定寄附金の追加を行っております。

諸収入につきましては、前年度の後期高齢者医療給付費負担金の精算金のほか、有害鳥獣防止事業に係る補助金の追加、森林管理100%作戦推進事業補助金の追加等を計上しております。

市債につきましては、県衛星通信ネットワーク施設の更新事業に伴う増額や災害復旧事業による追加補正をいたしております。

なお、塵芥収集車車両購入につきましては、車両の装備に期間を要することや、道路新設改良費については、関連する国や関係機関の事業が当初見込みより遅れたこと、さらに家原遺跡公園復元事業については、冬季の降雪等で年度内完了しないことが見込まれることにより、それぞれ繰越明許費として計上しております。

さらに、今年度中に発注が必要な小水力発電導入調査業務や保育料システム改修業務、障害福祉計画策定業務、火葬場及び霊柩車運転管理業務につきましては、それぞれ債務負担行為の設定を行っております。

次に、第119号議案、平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出で、介護保険計画策定に係る経費を追加するとともに、施設介護サービスをはじめ年度内に不足を生じる見込みであるサービス給付費でにつきまして増額補正を行い、その財源につきましては、国・県支出金や一般会計からの繰入金などルールに基づき補正計上し、さらに、介護保険事業計画策定業務委託につきましては、年度内に発注をすることが必要なため、債務負担行為を設定しております。

結果、歳入歳出それぞれ7,867万8,000円増額し、補正後の総額を43億2,053万6,000円としております。

次に、第120号議案、平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、平成26年度から平成28年度までの施設の運転管理業務を委託するに当たり、年度内に委託業者を決定する必要があることから、債務負担行為を設定しております。

次に、第121号議案、平成25年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、簡易水道同様、平成26年度から平成28年度までの施設の運転管理業務を委託するに当たり、年度内に委託業者を決定する必要があることから、債務負担行為を設定しております。

次に、第122号議案、平成25年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収支で、深刻な医師不足の中、現在支援をいただいている大

阪医科大学病院の奨学金制度や学生の支援体制の充実など、将来の医師確保のために寄附を行うもので、財源として交付税措置のある一般会計繰入金を充当しております。

さらに、来年4月からの運営予定であります院内託児所運營業務委託と院内改修に係る設計監理委託業務につきまして、年度内に業者を決定する必要があることから、債務負担行為の設定をしております。

結果、歳出総額に100万円を増額し、補正後の歳出総額を48億2,802万8,000円としております。

以上、補正予算5議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、平成25年度の諸施策が効率的かつ順調に推進できるよう、それぞれ補正措置を講じておるものでありますので、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。4点ほど質問させていただきたいと思うんですけども、まず、一般会計と特別会計も関係するとは思いますが、債務負担行為で障害者福祉計画の策定業務委託とか、あと介護保険のところでも介護保険事業計画の策定業務委託というふうなことで、債務負担行為で計上されておりますけれども、この策定業務という字づらをそのまま読んでしまえば、策定業務を委託するというふうなことで、市職員やそれぞれの関係者、策定委員会というのが通常つくられて策定されるのだとは思っているんですけども、こういうふうに書かれてしまうと、コンサルへの丸投げというふうな感じでも受けとめられかねないと思いますので、そのあたりあくまで実務的なところだけを、アンケートとかいろんな集計業務とかを含めての委託業務というふうに考えていいのかどうか、そのあたりのところをまずお聞かせください。

それと、一般会計の中で、シカの個体数の管理調整事業補助金でありますとか、あと有害鳥獣捕獲事業補助金とか、あと雑入の中で鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業というふうなことで1,000万円とか、それぞれ補助金の増減があったりとかというふうなことで計上されておるんですけども、実際に、有害鳥獣の捕獲については、今回の補正予算でどういうふうな対応になるのか、その中身についてお聞かせ願え

ればと思います。

それと、3点目でありますけれども、雑入の中で市長も触れられましたけれども、後期高齢者医療の関係での市の負担金の精算返還金ということで4,856万円も返還金として計上されております。かなり大きな金額じゃないかなと思うんですけれども、これについてはどういうふうな理由でこれだけの金額の計上になったのか、もし理由があるとすれば、お答えいただきたいと思います。

それと、一般会計からは繰出金という格好で、病院の事業の特別会計で寄附金という格好で計上されている100万円なんですけども、これについては議員協議会でお聞きした中では、大阪医大の産婦人科の関係への寄附金だというふうにお聞きしたわけでありまして、もしこういうふうな対応が可能であるとすれば、宍粟市にとっては本当に切実な課題で急がなければならない課題であります整形外科医の先生に来てもらうために、今どこの大学なんかも大変研究費等に困っておられるというのが実態のようでありますので、そういう意味で、もっと大阪医大、しかもその整形外科との関係を親密な関係を持っていくためにも、もっと積極的な意味でのこういう寄附金が可能であるとすれば、寄附金の申し出をして関係を構築して、できるだけ早く整形外科医を派遣していただけるような関係になっていただきたいと思うんですけども、そういうふうな考えはないのかどうか、その点をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうから障害福祉計画の策定並びに介護保険事業計画の策定について、お答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、委託業者につきましては、ニーズ調査等々の集計分析であるとか、そういう実務的な内容について委託をすることとしておりまして、それぞれ関係機関・団体等々からなる計画の策定委員会を設置して計画策定をすることとしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 私のほうからは、シカの個体管理の関係についての詳細をお答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、国の助成制度の改正によるものでございます。有利

な交付金助成補助ができました、それを利用することによって事業的には今年度置いている目標に対しての補正の組み替えとなっております。

具体的に言いますと、従来平成24年度までについては、県と市がそれぞれ2分の1の負担で実施しておりましたそのシカ個体管理事業が、今年、本年度から国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の助成事業を受けられるということになりまして、その負担割合は国が2分の1、県と市が4分の1ずつの負担により100%の事業となったということでございます。

それで、先ほど質問がありました鳥獣被害防止緊急捕獲等の対策事業の1,000万円は国からの助成金でございます。

また、歳入県補助金の320万円の減につきましては、国の助成をいただくことによって補助率が2分の1から4分の1となったために、そのことによって減となっております。

それから、捕獲隊につきましては、当初、シカ個体管理調整事業として県と市が行うべき事業は800頭の予定でございましたが、この事業が国の制度によりまして、4月から7月までの4カ月間とされておりましたところ、国の交付金事業では、4月から11月14日ということで、8カ月の間ということで延長されましたので、捕獲頭数が800頭から1,250頭というほどが予想されることになっておりまして、事業的な内容については、精査も含めて当初より150頭ほどは増えておりますが、当初の事業の補助メニューの変更というように解釈をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 続いて、市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 私のほうから後期高齢者医療療養給付費負担金精算返還金について、御説明を申し上げます。

今回返還金として4,856万円を雑入で受け入れをいたします。これは、後期高齢者医療広域連合に負担金を納めた結果、過払いの状態になったため返還金を受けるものでございます。これは後期高齢者医療広域連合は、前年度の医療費から負担金を試算しまして、構成市町に請求するものでございますが、前年度の医療費が高く、当該年度の医療費が低いというような状態の場合、返還金を受けるということになります。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。私のほうからは、大阪医科大学へ

の寄附金について御説明を申し上げます。

今回の寄附につきましては、大阪医科大学よりより多くの学生が奨学金を利用できるように、奨学金制度を拡充して学生の支援体制を充実したいということで、関連病院であります総合病院に寄附を募ってこられました。

総合病院の産婦人科には、大阪医科大学の産婦人科教室の関連病院だということで、植木先生はじめ非常勤の先生まで派遣をしていただいております。また、大阪医科大学の臨床研修の協力病院という関係もございまして、そういうことで関連病院として大学との連携を図って、そして学生の支援体制を実習を通して大学に優秀な人材を集めると、そういうことに賛同するということで寄附を決定したものでございますので、今回、寄附することによって産婦人科医師が派遣されると、そういう部分のところの関連は直接はございません。

しかしながら、御提案のとおり整形外科医確保のために大阪医科大学との関連を強化する必要は痛切に感じております。現状では、一病院が整形外科医を確保するために研究費とかそういうものを寄附をするということで、医師を派遣ができるというような状況では決してございませんが、この間、市長なり院長が大阪医科大学を再三訪問していただいて、理事長なり学長、また整形外科の教授、リハビリの教授とも会っていただいております。そういうふうな形で非常に連携も深くできておりますので、そういう話の中の関連もというんですか、そういう話ができるような努力も考えていきたいと考えております。

もし、総合病院と大阪医科大学とが直接寄附金等を活用して医師の派遣ができるような体制ができるようになりましたら、議員の皆さんにも御協力をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第118号議案から第122号議案までの5議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第118号議案から第122号議案までの5議案は、それぞれの常任委員会に審査を付託することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月11日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでございました。

(午前11時43分 散会)